場合等にあっては、市町村長）の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、㈡及び㈢の入院の期間（入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間）を更新することができるものとした。（第三三条第六項関係）

(1)　指定医による診察の結果、なお精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三三条第一項第一号に掲げる者に該当すること。

(2)　厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと。

㈤　精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に㈣の同意に関し必要な事項を通知しなければならないこととし、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも㈣による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかったときは、㈣の同意を得たものとみなすことができるものとした。ただし、㈣の同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りでないものとした。（第三三条第八項関係）

㈥　精神障害者に対して身体に対する暴力等を行った者等を、医療保護入院の同意をすること等ができる「家族等」から除くこととした。（第五条第二項関係）

㈦　市町村長は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかった場合においても、都道府県知事に対し、医療保護入院中の者の退院等を請求できるものとした。（第三八条の四関係）

3　措置入院者の退院促進措置等に関する事項

㈠　措置入院者を入院させている病院の管理者は、退院後生活環境相談員を選任し、措置入院者の退院後の生活環境に関し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供その他の援助を行わせるとともに、これらの者の求めがあった場合等には、地域援助事業者を紹介しなければならないものとした。（第二九条の六及び第二九条の七関係）

㈡　都道府県知事は、措置入院を行った場合に、当該入院措置に係る入院中の者の症状等を精神医療審査会に通知し、その入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならないものとした。（第三八条の三第一項関係）

4　入院者訪問支援事業に関する事項

㈠　都道府県は、精神科病院に入院している者のうち市町村長の同意による医療保護入院者その他の外部との交流を促進するための支援を要する者に対し、入院者訪問支援員が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業（㈢及び㈣において「入院者訪問支援事業」という。）を行うことができるものとした。（第三五条の二第一項関係）

㈡　入院者訪問支援員は、その支援を受ける者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその職務を行わなければならないものとした。（第三五条の二第二項関係）

㈢　入院者訪問支援事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないものとした。（第三五条の二第三項関係）

㈣　入院者訪問支援事業を行う都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならないものとした。（第三五条の三関係）

5　虐待の防止に関する事項

㈠　精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとした。（第四〇条の二第一項関係）

㈡　精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならないものとするとともに、業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができるものとした。（第四〇条の三第一項及び第二項関係）

㈢　業務従事者は、㈡の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないものとした。（第四〇条の三第四項関係）

㈣　㈡の通報又は届出を受けた都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないものとした。（第四〇条の四関係）

㈤　厚生労働大臣又は都道府県知事は、㈠の措置又は㈡の通報若しくは届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告徴収等及び改善命令等を行うことができるものとした。（第四〇条の五及び第四〇条の六関係）

㈥　都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとした。（第四〇条の七関係）

㈦　国は、業務従事者による障害者虐待の事例の分析を行うとともに、業務従事者による障害者虐待の予防及び早期発見のための方策並びに業務従事者による障害者虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとした。（第四〇条の八関係）

6　精神保健に関する相談支援体制の整備に関する事項

㈠　都道府県及び市町村等が行う相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならないものとした。（第四六条関係）

㈡　都道府県及び市町村は、精神保健に関する課題を抱える者及びその家族等に対して、精神保健に関する相談支援等を行うことができるものとした。（第四七条第五項関係）

㈢　都道府県及び市町村は、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者への支援体制の整備について、関係機関、関係団体並びにこれらの者及びその家族等並びにこれらの者の保健医療及び福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者による協議を行うよう努めなければならないものとした。（第四八条の二関係）

㈣　都道府県は、市町村の求めに応じ、当該市町村が行う業務の実施に関し、精神保健福祉センター等による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うように努めなければならないものとした。（第四八条の三関係）

7　精神保健指定医の指定制度に関する事項

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う精神保健指定医の指定に必要な研修は、指定の申請前三年以内に行われたものまで有効とすることとした。（第一八条第一項関係）

8　その他

「精神障害者」の定義のうち、精神疾患の例示から「精神病質」を削ることとした。（第五条関係）

四　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正

1　雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化に関する事項

事業主の責務として、障害者である労働者の能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことに加え、職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことにより、その雇用の安定を図るように努めなければならないものとした。（第五条関係）